

# 令和8年度 防府市固定資産税(償却資産)申告の手引き

令和7年12月編

## <目次>

- 1 償却資産の概要……………P1～3
- 2 業種別の主な償却資産……………4
- 3 償却資産の申告について……………5
- 4 償却資産の評価計算について……………6
- 5 課税標準の特例について……………7
- 6 耐用年数に応ずる減価率表……………8
- 7 償却資産申告書の書き方(記載例)……………9～11

令和8年1月9日(金)までの申告にご協力をお願いします。

## 1 債却資産の概要

### < 債却資産とは >

固定資産税における債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産や、自動車税、軽自動車税が課税されているものは除く。)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される性格のもので、主に次のようなものをいいます。

※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。

資産の種類	例
1 構築物 (建物附属設備も含む)	煙突、門、塀、井戸、庭園、工場緑化施設、広告塔、側溝、舗装路面、賃借人が設備した店舗改装、その他土地に定着する土木設備 等
2 機械及び装置	電気機械、化学機械、工作機械、土木建設機械、印刷機械、各種産業用機械及び装置、太陽光発電設備、事業用の無人ヘリコプター 等
3 船舶	ボート、貨物船、漁船、汽船、油槽船 等
4 航空機	飛行機、グライダー、ヘリコプター 等
5 車両及び運搬具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車、手押車、トロッコ等(自動車税、軽自動車税の対象となる車両を除く)
6 工具器具及び備品	測定工具、切削工具、冷暖房器、ロッカー、机、テレビ、冷蔵庫、レジスター、陳列ケース、金庫、看板 等

### < 申告義務について >

- ・毎年1月1日現在に債却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、その資産について所定の事項を申告することになっています。  
なお、所有権留保付売買資産については、原則として**買主の方**が申告してください。
- ・期限までに申告されなかった場合については、後日実地調査等をすることがあります。

## < 申告しなければならない資産 >

令和8年1月1日現在防府市内に所有している資産で、土地及び家屋以外の事業の用に供しているもの、又は供し得る状態にあるものです。

したがって、次のような資産も申告しなければなりませんので、ご注意ください。

- (1) 耐用年数を経過した償却済資産。
- (2) 贈与された資産や帳簿に記載されていない簿外資産。
- (3) 取得価額が10万円未満であっても減価償却している資産。
- (4) 遊休未稼働の資産であっても、事業の用に供することのできる状態にある資産。
- (5) 他のものに事業用として貸付けている資産。
- (6) 割賦買入資産で割賦金の完済していないものであっても、すでに事業の用に供されている資産
- (7) 赤字決算等のため減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産。
- (8) 自動車番号の分類番号が0か9で始まる特殊な車両(大型特殊自動車)。
- (9) 償却資産の価値を増加させるためにした機械等の修理、改良等の費用は、新たな資産の取得とみなし、申告の対象となります。
- (10) 建設仮勘定で経理されいても、すでに事業の用に供している資産。
- (11) 建物付属設備(建築設備)については家屋に含めて課税されるものと償却資産として課税されるものがありますが、構造上家屋と一体となっていらないもの(例 屋外焼却炉、独立煙突等)、家屋から独立した装置としての性格の強いもの(例 中央監視装置、パッケージエアコン、電話交換機等)、特定の生産業務の用に供するもの(例 工場の動力源としての発電、変電設備、冷凍倉庫における冷凍設備等)については償却資産として課税されます。

## < 申告する必要のない資産 >

次のような資産は申告する必要はありません。

- (1) 自動車税、軽自動車税の対象となっている自動車、軽自動車等。
- (2) 特許権、漁業権、営業権、パソコンソフト等のいわゆる無形減価償却資産。
- (3) 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円(平成元年4月1日から平成10年3月31日までは20万円)未満の償却資産で、当該資産の取得に要した経費の全部が所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されるもの。ただし、法人の場合は平成10年4月1日以降開始の事業年度から10万円になります。
- (4) 借用資産(リース資産)。該当する場合は、申告書に該当欄がありますので、そこにリース元の名称等を記載してください(リース期間終了後の所有権の移転が当初から決まっている資産は除きます。その場合は賃借人となる事業者が申告する必要があります。)。
- (5) 平成10年4月1日以降、又はその日以降開始の事業年度において取得された取得価額20万円未満の償却資産で、一括して耐用年数3年で処理されるもの。(法人税法施行令第133条の2第1項または所得税法施行令第139条第1項)

## < 課税のしくみ >

納稅義務者	賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者が納稅義務者となります。
課税標準	防府市内における賦課期日現在の全資産の評価の合計額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、この合計額から特例による軽減額を差し引いた額となります。
免税点	課税標準となるべき額が150万円未満の場合は課税されません。
税率・税額	税率は1.4%です。税額は、課税標準額(課税標準となるべき額の1,000円未満を切り捨てた額)にこの税率を乗じた額(100円未満を切り捨てた額)になります。
納期	償却資産にかかる税額は土地、家屋にかかる税額とともに固定資産税として賦課され、第1期(4月)、第2期(7月)、第3期(12月)、及び第4期(2月)の4回の納期に分けて納めていただくことになります。

## 2 業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン、LAN設備、太陽光発電パネル 等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象を除く）、大型特殊自動車、発電機 等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備 等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵庫付のものを含む）、日よけ 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール 等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 等
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、自転車置場 等
駐車場業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、舗装路面 等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク 等
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、柵 等

### 3 債却資産の申告について

#### < 申告していただくもの >

対象者		提出書類			添付書類		申告していただく資産 ※P2～参照
		申告書	種類別明細表			マイナンバーカード 及び身分証明	・令和8年1月1日現在所 有されている全資産
(1) 主に今回はじめて 申告される方  (令和7年中に新たに 事業を開始された方等) ※1			増加申告書	減少申告書			
(2) 例年 申告され ている方	前年中に 増減あり の場合	●	●	●	特例資産が ある場合  ※P7 参照	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年1月2日から令和 8年1月1日までに増加・減 少した資産</li> <li>・令和7年1月1日以前に取 得した資産(市外から移動 してきた資産及び申告漏れ 等の資産等)</li> </ul>
	前年中に増減なし の場合(廃業・解散等 のあった場合も)※2	●				ただし、以下の場合は 提出不要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申告(eLTAX) により申告する場合</li> <li>・法人番号を記載 する場合</li> </ul>	

※1 新たに事業を開始された方で、該当の資産がない場合、償却資産申告書の備考欄の「イ該当資産  
なし」に○をしてください。

※2 増減がない場合は、償却資産申告書の備考欄の「ア資産の増減なし」に○をしてください。

また、廃業・解散等の場合は、「ウ休業・廃業・解散・転出・名称変更」の該当する部分に○をしてください。

#### < 提出期限 >

令和8年2月2日(月曜日)

※課税事務を円滑に行うため、令和8年1月9日(金曜日)までの提出に御協力ください。

#### < 提出先及び問合せ先 >

【郵送】〒747-0809 山口県防府市寿町7番1号

【直接持参】防府市役所 課税課 家屋係 (本館3階⑤番窓口)

【電話】(0835)25-2196

※受付印の押印された申告書の控えが必要な場合は、下記の通り書類を整えて提出してください。

①提出用の申告書とともに控えの提出もお願いします。

②郵送で提出される方は、返信用切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。

③簡易書留での返送を希望される方は、切手の料金にご注意いただき、封筒表面に『簡易書留』と赤字  
で記載してください。

## 4 債却資産の評価計算について

### < 評価のしくみ >

固定資産評価基準に基づき、償却資産を所有している者の取得価額を基準として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価します。

### < 評価額の計算 >

- ・ 令和7年1月2日から令和8年1月1日に取得した資産について

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

※減価率…評価基準に定められている「耐用年数に応ずる減価率表」の減価率をいいます。8ページに掲載しておりますので参照してください。

- ・ 令和7年1月1日以前に取得した資産について

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※ただし、求めた評価額が(取得価額×5%)よりも小さい場合は、(取得価額×5%)により求めた額が評価額となります。

## 5 課税標準の特例について

一定の要件を満たす償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。  
特例を受けるためには、要件を満たすことを証明する資料を提出する必要があります。なお、特例が適用できる期限についてはよく確認してください。

※以前に申告した資産については資料の添付は不要です。新たに申告する資産についてのみ資料を添付してください。

### 固定資産税の特例の一例

特例対象	適用期間	特例率	添付書類
中小企業等が先端設備導入計画に基づいて取得した設備 (賃上げ表明なし)	3年度分  (R3.4.1～R5.3.31 取得)	0／1  1／2  (R5.4.1～R7.3.31 取得)	・先端設備導入計画の申請書及び認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し
中小企業等が先端設備導入計画に基づいて取得した設備 (賃上げ表明あり)	5年度分  (R5.4.1～R6.3.31 取得分)  4年度分  (R6.4.1～R7.3.31 取得分)	1／3	・先端設備導入計画の申請書及び認定書の写し ・従業員へ賃上げ表明方針を表明したことを証する証明書の写し
中小企業等が先端設備導入計画に基づいて取得した設備 (賃上げ表明あり) (R7.4.1～R9.3.31 取得分)	3年度分  (1.5%以上の賃上げ表明)	1／2	・先端設備導入計画の申請書及び認定書の写し
	5年度分  (3%以上の賃上げ表明)	1／4	・従業員へ賃上げ表明方針を表明したことを証する証明書の写し

## 6 耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	27	0.082	52	0.043	77	0.030
3	0.536	28	0.079	53	0.043	78	0.029
4	0.438	29	0.076	54	0.042	79	0.029
5	0.369	30	0.074	55	0.041	80	0.028
6	0.319	31	0.072	56	0.040	81	0.028
7	0.280	32	0.069	57	0.040	82	0.028
8	0.250	33	0.067	58	0.039	83	0.027
9	0.226	34	0.066	59	0.038	84	0.027
10	0.206	35	0.064	60	0.038	85	0.026
11	0.189	36	0.062	61	0.037	86	0.026
12	0.175	37	0.060	62	0.036	87	0.026
13	0.162	38	0.059	63	0.036	88	0.026
14	0.152	39	0.057	64	0.035	89	0.026
15	0.142	40	0.056	65	0.035	90	0.025
16	0.134	41	0.055	66	0.034	91	0.025
17	0.127	42	0.053	67	0.034	92	0.025
18	0.120	43	0.052	68	0.033	93	0.025
19	0.114	44	0.051	69	0.033	94	0.024
20	0.109	45	0.050	70	0.032	95	0.024
21	0.104	46	0.049	71	0.032	96	0.024
22	0.099	47	0.048	72	0.032	97	0.023
23	0.095	48	0.047	73	0.031	98	0.023
24	0.092	49	0.046	74	0.031	99	0.023
25	0.088	50	0.045	75	0.030	100	0.023
26	0.085	51	0.044	76	0.030		

## 7 償却資産申告書の書き方（記載例）

個人の場合は、所有者の住民登録の住所および氏名、屋号を記載してください。  
法人の場合は、納税通知書送達先および名称、代表者の氏名を記載してください。  
※ビル等に入居の場合は、ビルの名称、階数、部屋番号も記載してください。  
※電話番号、郵便番号も記載してください。

令和 8 年 1 月 9 日  
(あて先)  
防府市長

受付印

令和 8 年度 應用 資産 申告書 提出用

※所有者コード

3 個人番号又は法人番号	9 0 4 6 0 0 0 0 0 0 2	8 短縮耐用年数の承認	有・無
4 事業種目 (資本等の金額)	各種サービス業 ( 1,000 万円)	9 増加償却の届出	有・無
5 事業開始毎月	昭和 11 年 8 月	10 非課税該当資産	有・無
6 この申告に応答する者の係及び氏名 (電話)	経理部 防府 債之助 (電話 23-2111)	11 課税標準の特例	有・無
7 税理士等の氏名 (電話)	防府 太郎 (電話 25-2196)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
		13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
		14 青色申告	有・無

該当する方を○で囲んでください。  
8~11について「有」に該当する場合は事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。

経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記載してください。

該当する方を○で囲んでください。  
8~11について「有」に該当する場合は貸主の名称、所在地等を記載してください。

店舗等資産の所在する場所を記載してください。

リース資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、リース資産がある場合には貸主の名称、所在地等を記載してください。

自己所有、借家のいずれか該当する方を○で囲んでください。

該当する項目がある場合は○で囲んでください。(名称変更の場合は新しい名称の記載もお願いします)

次のような事項を記載してください。

- 「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付書類の名称
- 非課税又は課税標準の特例に該当する資産を所有している場合はその適用条項
- その他申告に必要な事項及び参考となる事項

※印欄は市で記載しますので記入される必要はありません。

資産の種類	前年に取得したもの(イ)	前年に減少したもの(ロ)	前年に取得したもの(ハ)	計[(イ)-(ロ)+(ハ)]
構築物			4 500 000	4 500 000
機械及び装置	6 000 000	1 100 000	7 050 000	11 950 000
船舶			85 000 000	85 000 000
航空機				
車両及び運搬具	1 200 000		2 500 000	3 700 000
工具、器具及び備品	550 000	350 000	620 000	820 000
合計	7 750 000	1 450 000	99 670 000	105 970 000

資産の種類	※評価額	※決定価格	※課税標準額
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

※印欄は市で記載しますので記入される必要はありません。

この明細書には、R7年中に取得（増加）した資産のみ記入してください。

## 種類別明細書（増加資産・全資産 申告用）

※所有者コード

1 枚のうち

1 枚目

所有者名

有限会社 防府商事

○太わく内を記入してください。  
(※印の欄は記入する必要はありません)

資産の種類	※資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	※減価残存率	※価額	※課税標準の特例	※課税標準額	増加事由	摘要
				年号	年	月								
01 1		場（コンクリートブロック）	R 0 7 0 3	十億	百萬	千	円	1 500 000	15				円	1・2 3・4
02 1		路面（アスファルト）	R 0 7 1 0		3 000 000	00	10						円	1・2 3・4
03 2		パン焼き釜	R 0 7 0 8		2 000 000	00	09						円	1・2 3・4
04 2		ガソリン 計量機	R 0 7 0 4		4 800 000	00	08						円	1・2 3・4
05 2		コンプレッサー	R 0 7 0 5		250 000	00	10						円	1・2 3・4
06 3		第1防府丸	R 0 7 0 4		85 000 000	00	13						円	法349条の3 第6項
07 5		フォークリフト	R 0 7 1 0		2 500 000	00	04						円	1・2 3・4
08 6		レジスター	H 2 7 0 4		500 000	00	05						円	1・2 3・4
09 6		金庫	S 5 8 1 0		120 000	00	20						円	申告もれ 山口店より
10														

## 「資産の種類」

次の区分にしたがって該当する番号を記載してください。

- 1・・・構築物、建物附属設備
- 2・・・機械及び装置
- 3・・・船舶
- 4・・・航空機
- 5・・・車両及び運搬具
- 6・・・工具・器具及び備品

## 「資産の名称等」・・・資産の名称及び規格等

※H30年度より漢字・ひらがなも可能となりました。

## 「数量」・・・資産の個数・台数等

## 「取得年月」・・・資産を実際に取得した年月

## 「取得価格」・・・当該資産の取得価格

資産の取得に要した荷造費、輸送費、据付費、運送保険料等の付帯費があればこれを加えることになります。  
国庫補助金等により取得した資産について圧縮記帳を行っている場合は、それらの圧縮額を取得価格に含めて記載してください。

## 「耐用年数」・・・当該資産の耐用年数

「業種別の主な償却資産」、「耐用年数表」を参照のうえ、記載してください。

小計

99 670 000

(注意) ・「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他 のいづれかに○印を付して下さい。

## 提出用

令和 8 年度

この明細書には、R7年中に減少した資産、あるいは従来の申告内容に修正、変更がある資産についてのみ記載してください。

○減少した資産、修正がある資産を記入してください。

## 種類別明細書（減少資産・修正資産申告用）

※所有者コード	1 枚のうち 1 枚目
所有者名	
有限会社 防府商事	

○太字で内を記入してください。

（※印の欄は記入する必要はありません）

資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	異動事由及び区分		摘要
				年号	年			1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部減少 2 一部減少 3 修正・変更	
01	2 7 0 0	ヘンアツキ	1	H	1	5	10	1 000 000	10	3台（300万）のうち1台（100万）を 廃棄
02	2 1 0 0 0	放送機						1 200 000		金額の訂正 130万→120万
03	2 1 2 0 0	印刷設備						0 4		改正による耐用年数変更
04	6 2 0 0	レジスター	1	H	0	5	11	200 000	0 5	令和3年10月廃棄
05	6 3 0 0	チエンソー	1	H	0	3	07	150 000	1 2	防府申告商事へ令和3年11月売却
06	6 4 0 0	レジスター	1	H	2	0	05	200 000	0 5	漏失申告もれ 平成26年5月廃棄
07	6 1 5 0 0	コピー	2							台数の訂正 1台→2台
08	6 2 3 0 0	パソコン						0 4		耐用年数の訂正 5年→4年
09										1 2 3 4 1 2 3
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
		小計						1 650 000		

別にお送りしています「償却資産申告書種類別明細書」を参照され、次のとおり記載してください。

- 「1 全部減少」・・・全ての内容
- 「2 一部減少」・・・当該資産の減少した部分に対応する数量、取得価格
- 「3 修正・変更」・・・異動する箇所のみ

当該資産について、異動した事由とその区分について、該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

- ①当該資産が異動した事由について、次のような内容を記載してください。  
 「1 売却」売却先の名称や時期等  
 「2 減失」減失の時期等  
 「3 移動」受け入れ先の所在地等  
 「4 その他」具体的な異動事由等
- ②「2 一部減少」に該当する場合は、次の例のように記載してください。  
 例) 数量5（50万）のうち数量2（20万）を廃棄
- ③「3 修正・変更」の場合は、詳しい説明を記載してください。
- ④その他必要な事項を適宜記載してください。